

VI 組

織

## VI 組 織(令和2年3月31日現在)

### 1 機構

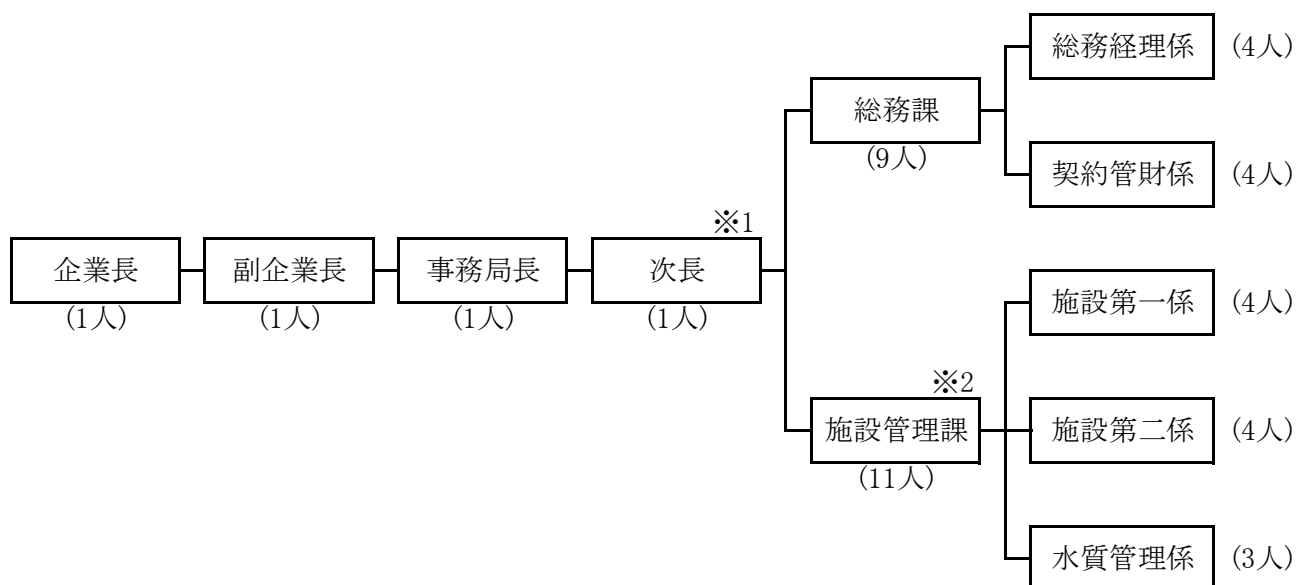
#### (1) 執行機関

理事会

構成団体の長(6人)により構成され、企業団の重要事項の審議を行う。

監査委員

企業団の事業の監査を行う。(2人)



※1 施設管理課長兼務

※2 施設管理課の人数は、課長1名を含まず。

#### (2) 議会

企業団の議会は、各構成団体の議会から選出された議員(11人)で構成される。

単位:人

構成団体名	福島市	二本松市	伊達市	桑折町	国見町	川俣町
人数	5	1	2	1	1	1

## 2 職員の年齢構成

単位:人

区分 年齢別	事務系	技術系	計	構成比率(%)
19歳以下	0	0	0	0.0
20～29歳	0	1	1	4.5
30～39歳	3	4	7	31.8
40～49歳	4	4	8	36.4
50～60歳	3	2	5	22.7
61歳以上	0	1	1	4.5
計	10	12	22	100.0
平均年齢	45.0	43.5	44.2	-

## 3 歴代企業長・副企業長

歴代	企業長		
	氏名	就任	退任
初代	河原田 穰	昭和 60. 10. 8	昭和 60. 10. 26
2	吉田 修一	60. 12. 16	平成 13. 12. 7
3	瀬戸 孝則	平成 14. 1. 9	25. 12. 7
4	小林 香	26. 1. 15	29. 12. 7
5	木幡 浩	30. 1. 10	—

歴代	副企業長					
	氏名	就任	退任	氏名	就任	退任
初代	富永 武夫	平成 10. 2. 13	平成 16. 11. 26	菅澤 傳良	平成 10. 2. 13	平成 17. 11. 30
2	斎藤 健	17. 2. 4	18. 4. 13			
3	仁志田 昇司	18. 6. 28	30. 2. 11	/		
4	須田 博行	30. 5. 7	—			

#### 4 歴代企業団議長・監査委員

歴代	企 業 団 議 長		
	氏 名	就 任	退 任
初代	島 貫 義 衛	昭和 60. 10. 26	昭和 62. 4. 30
2	桜 田 栄 一	62. 6. 5	平成 3. 4. 30
		平成 3. 6. 3	5. 5. 14
3	二 階 堂 幸 治	5. 5. 31	7. 4. 30
4	二 階 堂 匡 一 朗	7. 6. 1	9. 5. 15
5	黒 澤 源 一	9. 5. 30	11. 4. 30
6	誉 田 義 郎	11. 5. 31	13. 6. 11
7	大 宮 勇	13. 8. 24	15. 4. 30
8	横 山 俊 邦	15. 5. 27	17. 5. 19
9	佐 藤 眞 五	17. 8. 23	19. 4. 30
10	山 岸 清	19. 5. 30	21. 5. 19
11	大 越 明 夫	21. 7. 17	23. 7. 18
12	粕 谷 悦 功	23. 8. 30	25. 8. 12
13	佐 藤 一 好	25. 8. 29	27. 7. 30
14	高 木 克 尚	27. 8. 20	29. 8. 17
15	半 沢 正 典	29. 8. 31	令和 元. 7. 30
16	梅 津 政 則	令和 元. 8. 8	—

歴代	代 表 監 査 委 員			歴代	監 査 委 員		
	氏 名	就 任	退 任		氏 名	就 任	退 任
初代	渡 辺 明 義	昭和 60. 10. 26	平成 元. 3. 31	初代	斎 藤 清	昭和 60. 10. 26	昭和 62. 5. 31
						62. 6. 5	平成 元. 12. 11
2	八 島 昭三郎	平成 元. 5. 26	5. 3. 31	2	中 村 富 治	平成 2. 2. 27	3. 4. 30
						3. 6. 3	5. 5. 13
3	矢 崎 俊 平	5. 5. 31	9. 3. 31	3	渡 辺 藤 三	5. 5. 31	7. 4. 30
				4	斎 藤 清	7. 6. 1	9. 5. 14
4	品 竹 貞 男	9. 5. 30	13. 3. 31	5	中 村 富 治	9. 5. 30	11. 4. 30
5	菅 野 廣 男	13. 5. 30	13. 12. 7	6	大 宮 勇	11. 5. 31	13. 6. 10
6	田 村 廣	14. 5. 31	15. 3. 31	7	押 部 栄 哉	13. 8. 24	15. 5. 26
7	菅 野 昭 義	15. 5. 27	19. 3. 31	8	木 村 六 朗	15. 5. 27	17. 5. 19
						17. 8. 23	19. 4. 30
8	紺 野 浩	19. 5. 30	23. 4. 30	9	佐 藤 忠 美	19. 5. 30	23. 5. 29
9	金 谷 正 人	23. 5. 27	25. 12. 7	10	八 島 博 正	23. 8. 30	27. 8. 29
10	高 村 一 彦	26. 5. 26	30. 3. 31				
11	井 上 安 子	30. 5. 22	—	11	東海林 一樹	27. 8. 30	令和 元. 8. 29
						令和 元. 8. 30	—

注:監査委員の任期は4年

## 5 事務分掌

課	係	事務分掌
総務課	総務経理係	(1) 文書の收受、発送及び整理保存に関する事。 (2) 規約、条例、規則、規程等の制定及び改廃に関する事。 (3) 職員の勤務条件に関する事。 (4) 職員の給与、旅費及びその他の給付に関する事。 (5) 職員の研修、福利厚生及び安全衛生に関する事。 (6) 職員の身分取扱いに関する事。 (7) 事務の組織及び分掌に関する事。 (8) 職員の定数に関する事。 (9) 被服の貸与に関する事。 (10) 事務改善に関する事。 (11) 公印の保管に関する事。 (12) 公告式に関する事。 (13) 公務災害の認定等に関する事。 (14) 用水供給事業の総合計画に関する事。 (15) 国庫補助事業に係る申請及び報告に関する事。 (16) 国、県等の関係機関との協議及び調整に関する事。 (17) 財政計画に関する事。 (18) 予算の編成に関する事。 (19) 予算執行統制及び調整に関する事。 (20) 支出負担行為の確認に関する事。 (21) 財務会計システムの保守及び管理に関する事。 (22) 決算に関する事。 (23) 小切手の振出し及び現金出納並びに保管に関する事。 (24) 指定金融機関等に関する事。 (25) 一時借入金に関する事。 (26) 企業債に関する事。 (27) 給水料金等の収納管理に関する事。 (28) 業務状況の公表に関する事。 (29) 計理状況の報告に関する事。 (30) 理事会の開催に関する事。 (31) 水道担当課長会の開催に関する事。 (32) たな卸し資産の管理に関する事。 (33) 情報公開制度及び個人情報保護制度に関する事。 (34) 課内他の係に属さない事務に関する事。
	契約管財係	(1) 工事請負、物品の購入その他の契約に関する事。 (2) 総務課所管の庁舎の管理に関する事。 (3) 資産の取得、管理及び処分に関する事。 (4) 資産関係の補償に関する事。 (5) 資産の評価及び償却に関する事。 (6) 公用自動車の総括に関する事。 (7) 資産の貸借に関する事。 (8) 工事等の検査に関する事。 (9) 工事等の設計積算基準及び技術管理等に関する事。 (10) 物品等の検収に関する事。 (11) 議会の招集及び議案の調整に関する事。 (12) 監査委員に関する事。 (13) 広報に関する事。 (14) 施設見学に関する事。 (15) 事業年報及び事業概要の作成に関する事。 (16) 事務局内イントラネットに関する事。

課	係	事務分掌
施設管理課	施設第一係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 取水に関すること。</li> <li>(2) 浄水の生産管理に関すること。</li> <li>(3) 電気、機械設備工事の調査設計及び施工監督に関すること。</li> <li>(4) 自家用電気工作物の管理に関すること。</li> <li>(5) 施設の運転監視及び保守点検に関すること。</li> <li>(6) 施設の電気機械設備の点検に関すること。</li> <li>(7) 給水量の計量及び認定に関すること。</li> <li>(8) 所管に係る国、県等の関係機関との協議に関すること。</li> <li>(9) 構成団体との技術的な協議に関すること。</li> <li>(10) 工事の精算に関すること。</li> <li>(11) 用水供給事業の事業認可に関すること。</li> <li>(12) 水利使用の許可申請に関すること。</li> <li>(13) 施設更新計画に関すること。</li> <li>(14) 課内他の係に属さない事務に関すること。</li> </ul>
	施設第二係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 土木、建築工事の調査設計及び施工監督に関すること。</li> <li>(2) 土木施設等の修繕工事に関すること。</li> <li>(3) 道路並びに河川の占用及び工作物築造の許可申請並びに更新に関すること。</li> <li>(4) 所管に係る国、県等の関係機関との協議に関すること。</li> <li>(5) 構成団体との技術的な協議に関すること。</li> <li>(6) 工事の精算に関すること。</li> <li>(7) 耐震化計画に関すること。</li> <li>(8) 災害対策に関すること。</li> <li>(9) 施設管理課所管の庁舎の管理に関すること。</li> </ul>
	水質管理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 水質検査及び水質管理に関すること。</li> <li>(2) 共同水質検査に関すること。</li> <li>(3) 浄水処理薬品の品質管理に関すること。</li> <li>(4) 水源の環境保全に係る調査及び研究に関すること。</li> <li>(5) 水安全計画に関すること。</li> <li>(6) 渇水対策に関すること。</li> </ul>